

令和 7 年第 3 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 3 月 6 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 4 号 町道の認定について
- 第 2 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 6 号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 9 号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 第 7 議案第 1 0 号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 1 1 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 1 2 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 1 3 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 4 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 1 5 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 1 6 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 1 4 議案第 1 7 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 1 5 議案第 1 8 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 1 5 号

- 第16 議案第19号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第17 議案第20号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第18 議案第21号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第19 議案第22号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号
- 第20 議案第23号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第6号

議案審議（総括質疑～予算特別委員会付託）

- 第21 議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算
- 第22 議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第24 議案第27号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第25 議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算
- 第27 予算特別委員会の設置について
- 第28 予算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一	2番	村田薫
3番	鈴木正洋	4番	藤原政春
5番	高山茂雄	6番	高橋邦武
7番	深澤均	8番	伊藤福章
9番	高橋正和	10番	泉美和子
11番	深沢義一	12番	熊谷良夫
13番	澁谷俊二	14番	長谷川幸子
15番	鈴木良勝	16番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第4号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第1、議案第4号 町道の認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 町道の認定については、原案のとおり可決しました。

◎議案第5号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第2、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

◎議案第6号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第3、議案第6号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第7号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第4、議案第7号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第8号から議案第10号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第5、議案第8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第6、議案第9号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、及び日程第7、議案第10号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまで、以上の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、一括議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います

なお、個別の議案に対する質疑がある場合は、議案番号を述べてから質疑をしてください。それでは、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第8号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第9号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第10号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第11号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第8、議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第12号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第9、議案第12号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第12号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

◎議案第13号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第10、議案第13号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案13号 美郷町税条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第14号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第11、議案第14号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第15号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第12、議案第15号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第15号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

◎議案第16号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第13、議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第16号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第16号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額については、原案のとおり可決しました。

◎議案第17号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第14、議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額については、原案のとおり可決しました。

◎議案第18号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第15、議案第18号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第15号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、村田 薫議員。

○2番（村田 薫） ページ、113ページ、3款1項3目18節のところで、真昼荘物価高騰対策支援事業補助金154万円と出ておりますけれども、民間の事業所へ物価高騰などで補助金が出るのは、まず理解はできますけれども、真昼荘はある程度公的な事業者であるために、ここに補助金が出るというのは、これどういうことですか、ご説明をお願いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。保健福祉課長。

○福祉保健課長（大澤 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの物価高騰に伴う介護保険施設等の負担軽減を図るための県の介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金は、市町村が実施する介護保険施設等への光熱水費等及び食材料費助成事業に対し、2分の1の補助を行うものですが、議員ご案内のとおり、市町村立の高齢者施設は補助対象外となっております。

このため、町でも当初県補助要綱に準じて対象施設を民間施設のみとしてございましたが、大

仙美郷介護福祉組合からの要望等を踏まえ、町内に設置している真昼荘への補助を行うものです。

なお、今回の物価高騰支援としての助成につきましては、通常の運営費とは区別しまして、補助金として支出するものでございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。12番、熊谷良夫議員。

○12番（熊谷良夫） 135ページ、14節舗装工事なんですけれども、この間の説明では、雪、冬の間の穴凹の補修ということでしたけれども、これ、もう雪が消えてそろそろやらなければどどん穴が大きくなるのに、まだ繰越明許で4月からやるというような説明でしたけれども、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

繰越明許予算ですので、3月からの施工が可能となります。

3月中に終わるのではなくて、3月も4月もできるというふうにご理解いただければと思っております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第18号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第15号は、原案のとおり可決しました。

◎議案第19号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第16、議案第19号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第19号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決しました。

◎議案第20号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第17、議案第20号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第20号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決しました。

◎議案第21号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第18、議案第21号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第21号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。

◎議案第22号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第19、議案第22号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第22号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。

◎議案第23号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第20、議案第23号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第6号を議

題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第23号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第6号は、原案のとおり可決しました。

◎議案第24号の質疑

○議長(森元淑雄) 日程第21、議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算を議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、令和7年度一般会計、特別会計及び水道事業会計予算は、いずれも予算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑としてください。

なお、質疑は通告書の提出があったもののみとします。

それでは、説明が終わっておりますので、総括質疑を行います。

令和7年度美郷町一般会計予算に対する総括質疑の通告者は3名であります。質疑の順序は、通告の順に許可いたします。

はじめに、7番、深澤 均議員の質疑を許可いたします。7番、深澤 均議員、自席でお願いします。

○7番(深澤 均) それでは、通告に従って質問をいたします。

町長の施政方針の中で、令和7年11月から小中学校の給食への栄養価の高い胚芽米の提供に向け準備を進めているということでありました。

現状、令和の米騒動ということで、価格、量共に不確定な環境にあると思いますが、このような時期にあえて取組を決断した背景を伺います。

○議長(森元淑雄) 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食における胚芽米の提供についてですが、令和5年8月、農政課に米集荷販売業者及び精米業者より、栄養価が高くうまみ成分が残っている胚芽米の学校給食提供について提案がありました。

胚芽米は、他県の自治体でも学校給食として提供し、地産地消や食育の推進に取り組まれていることから、美郷町第3次総合計画の重点事業である子供の健康づくり、食育推進事業の推進に関連があるため、令和6年度中に給食の試験提供を行った上で対応を検討することとしました。

そのため、令和6年8月に北及び南学校給食センターにおいて、炊飯の留意事項などの説明を受けながら、栄養教諭や調理関係者で試食するとともに、本年1月に2回、全小中学校の学校給食にて試験提供しております。

その結果ですが、学校関係者からは甘味があり食べやすかったとの意見があったほか、給食において重要な残食率が通常のご飯給食の平均値を下回るなど、よい結果となりました。

これを踏まえて、町としては、美郷町産あきたこまちを胚芽米として精米し、学校給食に提供することは施策推進上の意味があると評価し、提案をいただいた米集荷・販売業者と現在検討しているところですので、量の確保などの心配についてはないものと認識しております。

また、胚芽米購入価格については、現状の提供米よりも高いわけですが、現在町認定こども園で提供している町内産あきたこまち特別栽培米の購入価格と同程度ですので、現段階において許容できる範囲であると認識しております。

なお、胚芽米提供に係る掛かり増し分については、企業版ふるさと納税制度による寄附の活用を検討しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質疑ありますか。

これで7番、深澤 均君の質疑を終わります。

次に、3番、鈴木正洋議員の質疑を許可いたします。3番、鈴木正洋議員、自席でお願いします。

○3番（鈴木正洋） 令和6年度予算と比較して、情報システムに関する予算の増額計上が随所に見られる予算でありました。その理由は、ガバメントクラウドを活用した情報化システムへの標準化システムへの移行が進められているためと認識しております。

美郷町の基幹業務システムの大部分は、秋田県町村電算システム共同事業組合が運用しており、標準化システムへの移行もそこに任せておけばよいものと考えられますが、それ以外的美郷町単

独で移行しなければならない業務システムは幾つあるでしょうか。

また、標準化システムには問題が多く、運用コストの削減にはつながらないという報道もあります。移行が済んだ令和8年度からの運用コストの見通しはどうなっているのでしょうか。

国や秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金額はどのように算定されるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

自治体情報システムの標準化は、住民記録などの20業務ですが、美郷町では、そのうちの16業務を県内12町村と共同で利用しており、残り4業務が別途対応となります。

そのうち、生活保護と児童扶養手当の業務については県が担当し、介護保険の業務については、保険者である大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所が担当しますので、美郷町が単独で対応する業務は、健康管理に関する業務のみとなります。

次に、令和8年度からの運用コストの見通しですが、ガバメントクラウドへの接続に係る回線使用料は、現時点で年間450万円程度の見込みで、また、ガバメントクラウド利用料は年間4,500万円程度と見込まれております。

なお、ガバメントクラウド利用料については、普通交付税で措置されることとされ、算定方法は今後決定されることとなっております。

このほかに、組合運営に係る共通経費や標準化対応業務以外の21業務に係るシステム保守等にかかる費用は別途負担が必要となる見込です。

次に、自治体情報システムの標準化及びガバメントクラウド利用に係る負担金の額の算定方法についてですが、国に支出するガバメントクラウド利用料に関しては、ガバメントクラウドの利用状況に応じて算定されるとのことですが、詳細は伝わってきておりません。

また、秋田県町村電算システム共同事業組合が行う標準化対応の負担金は、令和7年度に開催される同組合の管理者会で負担割合を協議し、決定することとなっております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質疑ありますか。

これで3番、鈴木正洋議員の質疑を終わります。

次に、6番、高橋邦武議員の質疑を許可いたします。6番、高橋邦武議員、自席でお願いします。

○6番（高橋邦武） 合併特例債の発行につきましては、令和6年度をもって終了となります。合

併特例債は、国が元利償還金の70%を担ってくれるメリットがあり、20年にわたって公共施設の整備や地域振興に活用してきました。

市町村によっては、活用事業、起債金額、年度別の償還金額を公表していますので、当町の総額や主な事業、金額を知りたいと思います。

合併による優遇措置を最大限に生かしたという市町村がありますので、財政運営等の効果をどのように総括しているのでしょうか。

あわせて、令和7年度施政方針において、町債について、事業費の充当率と元利償還金への交付税措置等で有利な過疎対策事業債等を事業ごとに活用しているということでしたが、新たに公共事業等債や一般補助施設整備等事業債などを活用しております。

高水準の財政規模を継続するため、合併特例債の発行終了後の対応方針を伺います。

また、国や地方自治体、秋田県では令和7年度325億円のプライマリーバランスの黒字を確保したという報道がありました。令和6年度施政方針まであった「プライマリーバランスを意識した財政運営に留意」の文言がなくなり、令和7年度は「財政健全化を意識した予算執行」にとどまっています。

令和7年度以降の町の今後について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、合併特例債の活用と財政運営等の効果の総括についてですが、合併特例債の本町の発行可能額は127億1,120万円で、最終の発行見込額は121億1,420万円、発行率は約95.3%、発行残高は5億9,700万円となっております。

合併特例債を活用した主な事業は、美郷中学校改修事業が約7億9,300万円、仙南小学校改修事業が約3億6,100万円、六郷わくわく園整備事業が約2億5,500万円、防火対策施設整備事業が約3億5,800万円、経営体育成基盤整備事業が約4億5,500万円、道の駅美郷大規模改修事業が約2億円などとなっております。

このように、合併特例債の活用により、役場庁舎をはじめとする複数ある同一機能施設の集約や小中学校の再編をはじめとする教育・保育環境の整備、消防防災施設、産業施設及び観光施設等の整備を計画的に実施することができ、地域の一体感の醸成や均衡ある発展、地域住民の連帯強化や地域振興につながったものと認識しております。

また、財政運営上の効果といたしましては、公共施設整備に係る喫緊の繰入れを最小限に抑えることができたとともに、元利償還金の7割が普通交付税で措置されることから、健全な財政運

営にも大きな効果があったものと認識しております。

合併特例債の発行終了後の対応方針といたしましては、これまでと同様、事業費への充当率と元利償還金への交付税措置率で有利な過疎対策事業債のほか、事業の内容に応じて新たな地方債を活用し、単年度の財政負担の平準化に努めてまいります。

次に、プライマリーバランスを意識した財政運営の今後の考え方についてですが、令和7年度予算におけるプライマリーバランスについては、歳入予算の町債が14億8,700万円に対し、歳出予算の町債償還元金が約9億5,300万円であることから、歳入が約5億3,400万円上回っております。

主な要因としては、令和7年度において、国営かんがい排水事業田沢二期地区繰上償還負担金に充当する公共事業等債が約4億7,300万円、子ども・子育て支援拠点施設整備事業に充当する一般補助施設整備等事業債が約3億2,900万円あり、その影響が大きいと認識しております。

こうした状況の中で、令和7年度については、プライマリーバランスの黒字化を予算案提案時では見通せないことから、言葉に責任を持つ観点で、施政方針において言及しておりません。

しかし、これまでの方針である財政健全化に向けたプライマリーバランス黒字化に関しては、言及せずとも当然ながら意識しておりますので、令和7年度の財政運営に当たっては、執行状況を踏まえつつ、できる限りプライマリーバランス赤字の圧縮に努めてまいります。

またさらに、今年度についても、当然引き続きプライマリーバランス黒字化を意識してまいり所存です。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質疑ありますか。

これで6番、高橋邦武議員の質疑を終わります。

これで議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算の総括質疑を終わります。

◎議案第25号の質疑

○議長（森元淑雄） 日程第22、議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第25号には質疑の通告がありませんでした。

これで議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第26号の質疑

○議長（森元淑雄） 日程第23、議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第26号には質疑の通告がありませんでした。

これで議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第27号の質疑

○議長（森元淑雄） 日程第24、議案第27号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

議案第27号には質疑の通告がありませんでした。

これで議案第27号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第28号の質疑

○議長（森元淑雄） 日程第25、議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第28号には質疑の通告がありませんでした。

これで議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

◎議案第29号の質疑

○議長（森元淑雄） 日程第26、議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算を議題といたします。

議案第29号には質疑の通告がありませんでした。

これで議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算の質疑を終わります。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（森元淑雄） 日程第27、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第24号から議案第29号までは、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第29号までは、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

◎予算特別委員会の委員の選任について

○議長（森元淑雄） 日程第28、予算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。
暫時休憩します。

（午前10時41分）

（午前10時42分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております15人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員は、ただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

（午前10時44分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、予算特別委員会委員長に15番、鈴木良勝議員、副委員長に6番、高橋邦武議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月12日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前10時44分)